

藤里町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度 人件費率
平成24年度	3,807 人	3,725,195 千円	154,272 千円	571,156 千円	15.3%	16.1%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団 体平均1人当 り 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成24年度	64 人	215,200 千円	24,940 千円	77,723 千円	317,863 千円	4,966,609 円	5,330 千円

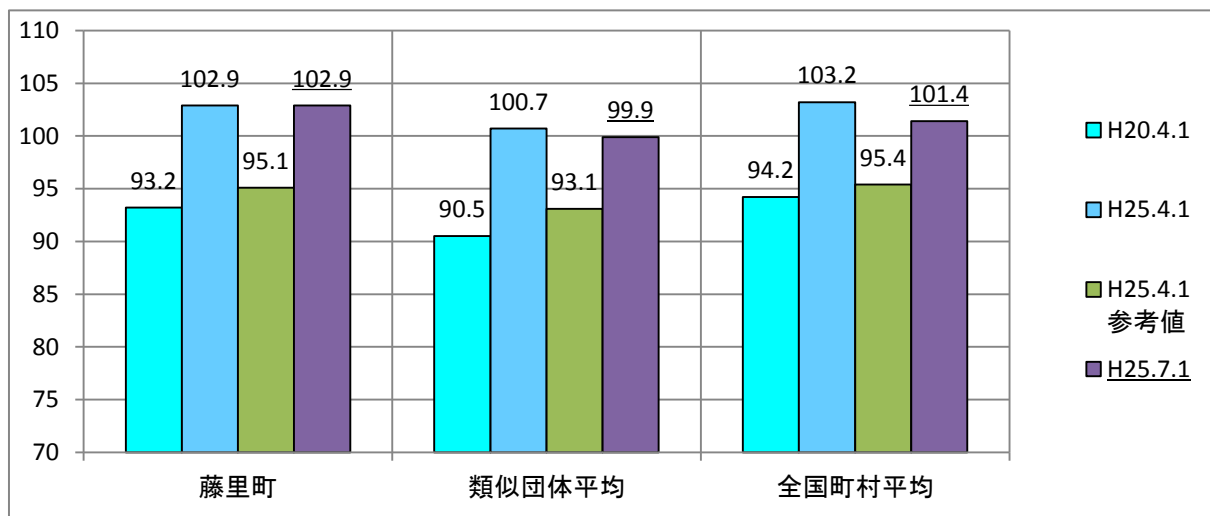
- (注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
 2. 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。
 3. 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
減額措置なし	職員定数の削減により、総人件費を抑制してきた。また、職員組合の合意も得ることができなかった。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	
(手当)	
(その他)	

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3. 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

※(人事委員会を設置していないので①②の記載なし)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成24年度	円	円	円	%	%	改定なし %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月額 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成24年度	月	月	月	月	月	3.95 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
藤里町	40.0 歳	292,500 円	329,443 円	315,418 円
秋田県	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	— 円	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.4 歳	303,724 円	344,876 円	330,486 円

② 技能労務職

区分	藤里町					民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
藤里町	51.8歳	6人	293,500円	317,032円	309,646円	—	—	—	—
うち用務員	53.0歳	4人	296,200円	307,669円	307,669円	用務員	53.7歳	202,700円	1.52
うち自動車運転手	53.8歳	1人	×円	×円	×円	自動車運転手	52.4歳	276,700円	×
うちその他技能労務職	45.4歳	1人	×円	×円	×円	—	—	—	—
秋田県	50.6歳	304人	333,270円	388,918円	365,556円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850)	309,534円 (325,400)	-円	—	—	—	—
類似団体	50.6歳	79人	269,866円	296,433円	285,100円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
藤里町	—	—	—
うち用務員	4,930,447 円	2,809,400 円	1.75
うち自動車運転手	4,703,042 円	3,537,700 円	1.33

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成22～24年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※個人が特定されるものについては公表しません。(2人以下の項目)

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
藤里町	36.3 歳	258,680 円	270,956 円
秋田県	43.7 歳	368,668 円	421,787 円
類似団体	43.1 歳	307,231 円	328,061 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をお除いたもの)で算出しています。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		藤里町	秋田県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	169,617 円	円
	高校卒	140,100 円	137,999 円	円
技能労務職	高校卒	137,200 円	円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

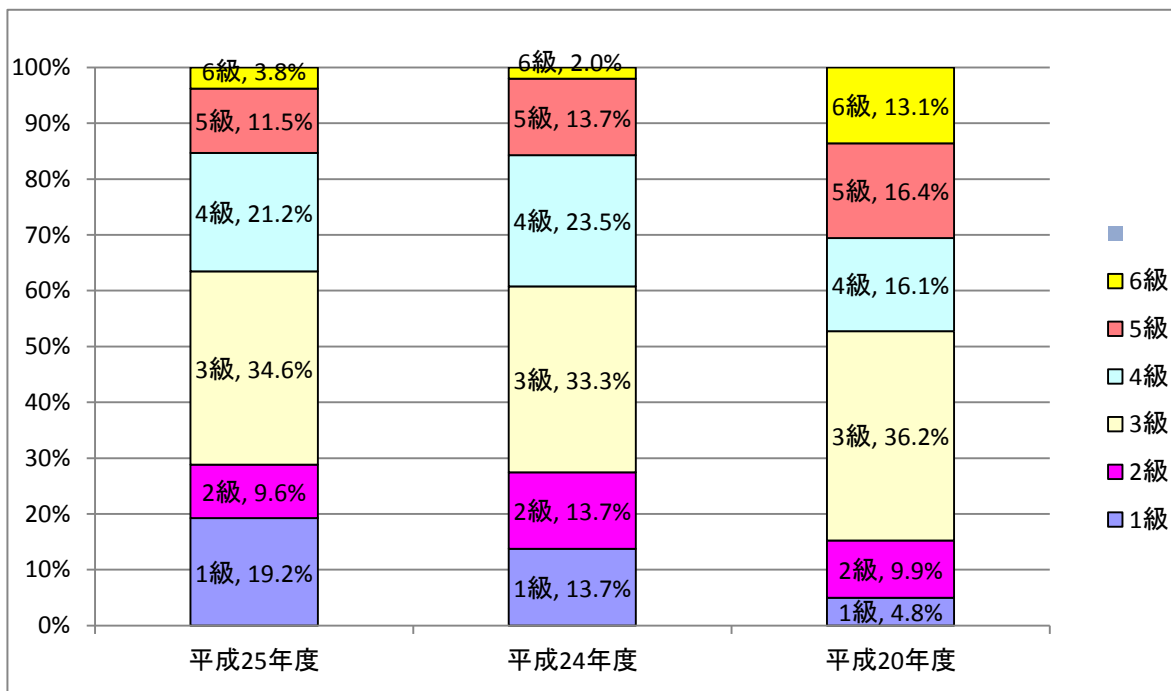
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	256,500 円	298,400 円	350,100 円
	高校卒	208,900 円	256,200 円	305,900 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	10人	19.2%	135,600円	243,700円
2級	主任	5人	9.6%	185,800円	307,800円
3級	主査	18人	34.6%	222,900円	354,700円
4級	課長補佐、上席主査、係長	11人	21.2%	261,900円	388,300円
5級	課長	6人	11.5%	289,200円	400,600円
6級	主幹	2人	3.8%	320,600円	422,600円

(注) 1 藤里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。
(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

【昇給規則による勤務成績の評価】

対象：町長部局及び教育委員会事務局の特定職員及び一般職員

評価者：各課長等を一次評価者、町長・副町長が二次評価者

評価期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日

評価方法：業績及び能力について、役職段階別の評価要素と照らし3段階評価をするとともに総合評定も行う。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

藤里町		秋田県		国	
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,398 千円		1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,678 千円		1人当たり平均支給額(平成24年度) — 千円	
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.25月分)		(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)		(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)	
勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)		勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)		勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

藤里町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) 1人当たり平均支給額 × 千円			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
(個人が特定されるため公表しません。)

(3) 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		---	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		---	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		---	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		---	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		---	
手当の種類(手当数)		---	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績
なし			左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	1,894千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	30千円
支給実績(平成24年度決算)	4,594千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	71千円

(6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び金額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成24年度決算	
				支給実績	1人当たり平均支給実績
扶養手当	配偶者 月額 13,000円	同じ	—	7,629千円	211,903円
	配偶者以外の扶養親族 月額 6,500円				
	配偶者のない場合の扶養親族1人目 月額 11,000円				
	特定期間の(★)の子 月額 5,000円				
住居手当	借家の場合支給限度額 月額 27,000円	同じ	—	361千円	180,500円
通勤手当	交通機関利用の場合の支給限度額 月額 55,000円	同じ	—	1,407千円	41,572円
	自家用車等利用の場合の支給限度額 月額 24,500円				
管理職手当	給料月額額の100分の12.5以下の額	支給割合が異なる	—	7,848千円	356,727円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ	—	0千円	0円

★ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	712,000円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副町長	554,000円	(最高) 840,000円 / (最低) 230,400円 (最高) 705,000円 / (最低) 385,000円
報酬	議長	279,000円	(最高) 395,000円 / (最低) 140,000円
	副議長	242,000円	(最高) 310,000円 / (最低) 115,000円
	議員	233,000円	(最高) 290,000円 / (最低) 100,000円
期末手当	町長 副町長	(平成24年度支給割合) 2.925月分	
	議長 副議長 議員	(平成24年度支給割合) 2.925月分	
退職手当	町長 副町長	(算定方式) 給料月額額の47/100×勤続月数 給料月額額の28/100×勤続月数	(支給時期) 任期満了時 任期満了時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

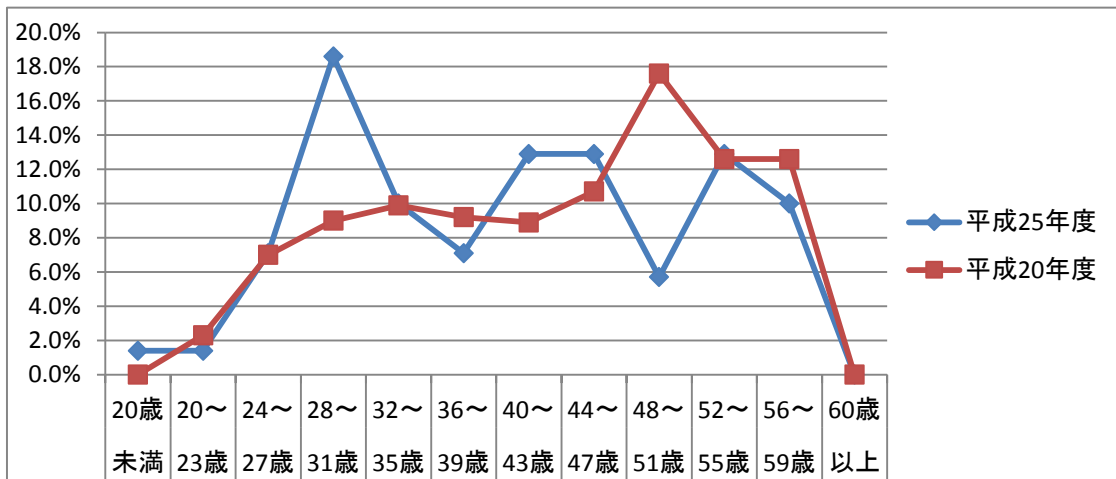
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務企画	13	14	1	業務増(行政組織見直し)
		税務	3	2	△1	事務の統廃合縮小(行政組織見直し)
		民生	9	9	0	
		衛生	4	4	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	11	11	0	
		商工	5	5	0	
		土木	4	4	0	
	小計	51	51	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数 132人 [類似団体の職員数 181人]	
	教育部門	14	13	△1	欠員補充(前年度4/1 教育長不在)	
	消防部門	0	0	0		
	小計	65	64	△1	<参考> 人口1万人当たりの職員数 132人 [類似団体の職員数 218人]	
公営企業等	病院	0	0	0		
	水道	1	1	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	4	4	0		
	小計	6	6	0		
合計		71 [71]	70 [71]	△1 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 132人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 普通会計部門の教育の人数には、教育長を含みます。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)



年齢	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	1人	5人	13人	7人	5人	9人	9人	4人	9人	7人	0人	70人

(3)職員数の推移(各年4月1日現在)

年度 部門別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政職	53	53	52	51	51	51	△ 2 (△ 3.8%)
教 育	14	14	14	14	13	14	0 0
普通会計計	67	67	66	65	64	65	△ 2 (△ 3.0%)
病 院	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
水 道	1	1	1	1	1	1	0 0
下水道	1	1	1	1	1	1	0 0
その他	4	4	4	4	4	4	0 0
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	6	0 (0.0%)
総合計	73	73	72	71	70	71	△ 2 (△ 2.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
平成24年度	88,650千円	19千円	---千円	---%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)	参考/類似団 体平均1人当 たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成24年度	1 人	--- 千円	--- 千円	--- 千円	--- 千円	--- 円	6,258 千円

- (注) 1 職員手当に退職手当は含みません。
 2 職員数は平成25年3月31日現在の人数です。
 3 個人が特定されるものについては公表しません。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
藤里町	18.6歳	--- 円	--- 円
団体平均	45.2歳	353,532円	520,694円
事業者	— 歳		--- 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

→4(1)を参照

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

→4(2)を参照

ウ 地域手当(平成25年4月1日現在)

→制度なし

エ 特殊手当(平成25年4月1日現在)

→制度なし

オ 時間外勤務手当(平成25年4月1日現在)

→個人が特定されるため公表しない。

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

→4(6)を参照

7 公営企業職員の状況

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
平成24年度	125,504千円	12千円	---千円	---%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)	参考類似団 体平均1人当 たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成24年度	1 人	--- 千円	--- 千円	--- 千円	--- 千円	--- 円	6,209 千円

(注) 1 職員手当に退職手当は含みません。

2 職員数は平成25年3月31日現在の人数です。

3 個人が特定されるものについては公表しません。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
藤里町	46.1歳	--- 円	--- 円
団体平均	44.0歳	349,691円	516,750円
事業者	— 歳		--- 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

→4(1)を参照

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

→4(2)を参照

ウ 地域手当(平成25年4月1日現在)

→制度なし

エ 特殊手当(平成25年4月1日現在)

→制度なし

オ 時間外勤務手当(平成25年4月1日現在)

→個人が特定されるため公表しない。

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

→4(6)を参照

7 公営企業職員の状況

(3) 国民健康保険事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
平成24年度	519,607千円	48,562千円	---千円	---%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)	参考類似団 体平均1人当 たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成24年度	2 人	--- 千円	--- 千円	--- 千円	--- 千円	--- 円	6,626 千円

- (注) 1 職員手当に退職手当は含みません。
2 職員数は平成25年3月31日現在の人数です。
3 個人が特定されるものについては公表しません。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
藤里町	33.3歳	--- 円	--- 円
団体平均	46.1歳	344,896円	544,592円
事業者	— 歳		--- 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

→4(1)を参照

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

→4(2)を参照

ウ 地域手当(平成25年4月1日現在)

→制度なし

エ 特殊手当(平成25年4月1日現在)

→制度なし

オ 時間外勤務手当(平成25年4月1日現在)

→個人が特定されるため公表しない。

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

→4(6)を参照

7 公営企業職員の状況

(4) 介護保険事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
平成24年度	605,219千円	2,557千円	---千円	---%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)	参考類似団 体平均1人当 たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成24年度	2 人	--- 千円	--- 千円	--- 千円	--- 千円	--- 円	6,626 千円

- (注) 1 職員手当に退職手当は含みません。
 2 職員数は平成25年3月31日現在の人数です。
 3 個人が特定されるものについては公表しません。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
藤里町	38.1歳	--- 円	--- 円
団体平均	46.1歳	344,896円	544,592円
事業者	— 歳		--- 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

→4(1)を参照

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

→4(2)を参照

ウ 地域手当(平成25年4月1日現在)

→制度なし

エ 特殊手当(平成25年4月1日現在)

→制度なし

オ 時間外勤務手当(平成25年4月1日現在)

→個人が特定されるため公表しない。

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

→4(6)を参照